

残土処分場などを計画される みなさまへお知らせ

佐世保市では、土砂等の流出等による災害の発生を防止し、自然環境及び生活環境の保全を図り、もって市民生活の安全の確保及び良好な生活環境の維持に資することを目的として、『佐世保市土砂等による土地の埋立て等に関する指導要綱』を制定しました。

平成 26 年 10 月 1 日から事前に手続きが必要になります。

1 対象となるもの

●対象となるものは、土地の埋立て等を行う土地の区域の面積が **3,000 平方メートル以上**で、かつ、次の各号に掲げるものです。

- (1) **盛土の高さ**が、現況地盤から **1メートル**を超える土地の埋立て等
- (2) **切土の高さ**が、現況地盤から **2メートル**を超える土地の埋立て等
- (3) **盛土及び切土を同時**に行う場合は、現況地盤から **2メートル**を超える土地の埋立て等

※用語の定義

- ①土砂等：土砂、破碎石又はこれらに類するものをいう。
- ②土地の埋立て等：土砂等による土地の埋立て、盛土、切土により、土地の形質を変更することをいう。
- ③土地の埋立て等の区域：一団の区域又は隣接し、若しくは近接した二つ以上の土地で行われる区域（分割して工事が施工される場合も含む。）をいう。

2 対象となった場合

●**土地の埋立て等を計画する場合は、申出書等を市へ提出する必要があります。**

※申出書等とは、要綱に基づく申出及び届出に係る書類並びにそれらに添付した書類のことを言います。

(1) 事前審査の申出（要綱第 7 条）

事業主等は、土地の埋立て等を計画する場合は、事前審査申出書（様式第 1 号）を市長へ提出しなければなりません。

(2) 工事審査の申出（要綱第 9 条）

事業主等は、工事を実施しようとする場合は、事前に工事審査申出書（様式第 3 号）を市長へ提出しなければなりません。

(3) 工事の変更（要綱第 14 条）

工事の内容を変更する場合は、工事（変更）審査申出書（様式第 13 号）を市長へ提出しなければなりません。

(4) その他の提出書類

工事着手届、工事進捗状況報告書、工事完了申出書 など。

◆事業主等とは

事業主及び施工者をいいます。

- (1) 事業主 自ら又は人に行わせて土地の埋立て等を行う者。
- (2) 施工者 事業主から請け負って土地の埋立て等を行う者。

◆事業主等の責務（要綱第6条）

- (1) 工事を施工するに当たっては、関係法令を遵守し、土砂流出等による災害を防止するとともに、自然環境及び生活環境の保全に努めるものとする。
- (2) 事業主等は、工事の実施に係る土地の周辺に及ぼす影響を考慮し、あらかじめ、当該事業計画の内容を利害関係者に説明し、かつ、理解を得るよう努めなければならない。
- (3) 工事の施工に起因して生じた紛争は、すべて事業主等の責任において、その解決に当たらなければならない。

3 申出書等の提出先

- 申出書等は、土砂埋立て等の完了後の土地利用目的により、次に掲げる部署に正本及びその写しを提出して、審査を受けてください。

- 農地及び林地に関すること . . . 農林水産部 農林整備課
- 農地及び林地以外に関すること . . . 都市整備部 建築指導課

4 関係法令等の協議先

- 土砂埋立て等を行う場合は、事前に関係法令に基づく協議を行ってください。

主な相談窓口は以下のとおりです。

※詳細は、『土砂等による土地の埋立て等関係法令一覧表（様式第6号）』を参考にしてください。

項 目	部 署	場 所
農地に関すること	農業委員会事務局	市役所 10階
林地に関すること	農林水産部 農林整備課	〃 10階
技術基準に関すること	農林水産部 農林整備課	〃 10階
	都市整備部 建築指導課	〃 8階
環境保全に関すること	環境部 環境保全課	環境センター（干尽町）
流末排水に関すること	土木部 土木管理課	市役所 9階
文化財の保護に関すること	教育委員会 文化財課	〃 11階
景観に関すること	都市整備部 まち整備課	〃 8階
その他の事項に関すること	各管理者	

5 手続きの流れ

事前相談

- 土砂埋立て等を計画する場合は、都市整備部建築指導課（市役所 8 階）の窓口にご相談をお願いします。なお、登記又は現況地目に農地及び林地が含まれる場合は、以下の担当窓口にもご相談して下さい。

- 農地に関すること・・・農業委員会事務局（市役所 10 階）
- 林地に関すること・・・農林水産部 農林整備課（市役所 10 階）

事前審査の申出 （要綱第 7 条）

- 指導要綱の適用を受ける場合は、事前審査申出書の提出をお願いします。なお、受付窓口は、工事完了後の土地利用の目的により以下の窓口になります。

- 農地及び林地の場合・・・農林水産部 農林整備課（市役所 10 階）
- 上記以外の場合・・・都市整備部 建築指導課（市役所 8 階）

事前審査会の開催

- 関係する部署が出席して、事業計画の説明を受けます。
- 審査結果は、後日事前審査結果通知書を事業主等の方へ通知します。

諸手続き

- 工事の申出を行う場合は、事前に関係法令に基づく協議及び許可等の手続きを行ってください。 ※農地、林地、道路、河川、水路、環境、文化財、景観 など。

工事審査の申出 （要綱第 9 条）

- 関係する図書を添付して、事前審査の申出を行った窓口に提出してください。

工事の審査 （要綱第 10 条）

- 要綱に基づき、当該工事に係る事業計画の審査を行います。
- 審査結果については、工事審査回答書を事業主等へ通知します。

工事の着手 （要綱第 11 条）

- 工事着手前に工事着手届出を提出してください。

工事の変更 （要綱第 14 条）

- 工事内容の変更がある場合は、工事（変更）申出書を提出し、審査を受けてください。

工事の完了 （要綱第 16 条）

- 工事が完了した時は、工事完了申出書を提出してください。

完了の確認 （要綱第 13 条）

- 要綱に基づき、当該工事に係る完了の確認を行い、その結果を工事完了確認書により、事業主等に通知します。

完了

- 工事完了後は、事業計画書に記載した土地利用に従って利用して、適正に維持管理を行ってください。

6 申出に必要な書類

事前申出及び工事の申出に必要な書類は以下のとおりです。

●事前申出（要綱第7条）

(1)	佐世保市土砂等による土地の埋立て等事前審査申出書（様式第1号）
(2)	位置図
(3)	公図の写し
(4)	平面図（現況及び計画）
(5)	縦横断面図（現況及び計画）
(6)	雨水排水計画図（林地を除く）
(7)	運搬経路図
(8)	その他市長が必要であると認める書類

●工事の申出（要綱第9条）

(1)	佐世保市土砂等による土地の埋立て等工事審査申出書（様式第3号）
(2)	土砂等による土地の埋立て等事業計画書（様式第4号）
(3)	誓約書（様式第5号）
(4)	工程表
(5)	土地登記簿謄本又は登記事項要約書
(6)	事業主等の住民票又は外国人登録済証明書
(7)	事業主一覧表（土地の所有者の承諾書、代表者に関する委任状等の写し）
(8)	土砂等による土地の埋立て等関係各課一覧表（様式第6号）
(9)	位置図（運搬経路を記入したもの）
(10)	公図の写し
(11)	平面図（現況及び計画）
(12)	縦横断面図（現況及び計画）
(13)	計画施設構造図
(14)	周囲の土地利用状況図
(15)	雨水排水計画図
(16)	跡地利用計画図
(17)	利害関係者との協議に関する報告書（土砂等による土地の埋立て等の同意書（様式第7号））
(18)	佐世保市職員立入調査承諾書（様式第8号）
(19)	防災計画図
(20)	公道里道水路境界承認書の写し
(21)	関係公共機関の許可書等の写し又は協議に関する報告書
(22)	現況写真
(23)	その他市長が必要であると認める書類

7 要綱についての問い合わせ先

詳しくは、以下の部課へお尋ねください。

佐世保市役所（電話24-1111）

○都市整備部 建築指導課 市役所8階（内線2848～2849）

○農林水産部 農林整備課 市役所10階（内線 林地3043 農地3041）